

議案第16号

交野市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について

交野市消防関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和6年2月26日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいため。

交野市消防関係手数料条例の一部を改正する条例案

交野市消防関係手数料条例の一部を改正する条例

交野市消防関係手数料条例（平成24年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第4中「

1	法第5条第1項の規定による高压ガスの製造の許可の申請に対する審査	(1) 法第5条第1項第1号に該当する者（移動式製造設備（高压ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下同じ。）のみを使用して高压ガスの製造をする者を除く。）	設備に係る処理容積（圧縮、液化その他の方法で1日に処理することができるガスの容積をいう。以下同じ。）が10,000,000立方メートル以上の場合	560,000円
			設備に係る処理容積が1,000,000立方メートル以上10,000,000立方メートル未満の場合	340,000円
			設備に係る処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の場合	220,000円
			設備に係る処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の場合	140,000円

			設備に係る処理容積が 25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の場合	110,000円
			設備に係る処理容積が 5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の場合	86,000円
			設備に係る処理容積が 1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の場合	68,000円
			設備に係る処理容積が 200立方メートル以上1,000立方メートル未満の場合	54,000円
			設備に係る処理容積が 100立方メートル以上200立方メートル未満の場合	31,000円
		(2) 法第5条第1項第1号に該当する 者で移動式製造設備 のみを使用して高圧 ガスの製造をするもの	設備に係る処理容積が 10,000,000立方メートル以上の場 合	91,000円
			設備に係る処理容積が 5,000,000立方メートル以上10,	75,000円

			000,000立方メートル未満の場合	
			設備に係る処理容積が1,000,000立方メートル以上5,000,000立方メートル未満の場合	60,000円
			設備に係る処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の場合	44,000円
			設備に係る処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の場合	27,000円
			設備に係る処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の場合	21,000円
			設備に係る処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の場合	16,000円
			設備に係る処理容積が1,000立方メートル	13,000円

			ル以上5,000立方メートル未満の場合	
			設備に係る処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の場合	11,000円
			設備に係る処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の場合	7,400円
		(3) 法第5条第1項第2号に該当する者	設備に係る冷凍能力が3,000トン以上の場合	110,000円
			設備に係る冷凍能力が1,000トン以上3,000トン未満の場合	87,000円
			設備に係る冷凍能力が300トン以上1,000トン未満の場合	68,000円
			設備に係る冷凍能力が100トン以上300トン未満の場合	54,000円
			設備に係る冷凍能力が20トン以上100トン未満の場合	36,000円

」を「

1	法第5条第1項の規定による高圧ガ	(1) 法第5条第1項第1号に該当する	設備に係る処理容積 (圧縮、液化その他の	560,000円
---	------------------	---------------------	-------------------------	----------

<p>スの製造の許可の 申請に対する審査</p>	<p>者（移動式製造設備 （高圧ガスの製造の ための設備で移動す ることができるよう に設計したものをい う。以下同じ。）の みを使用して高圧ガ スの製造をする者を 除く。）</p>	<p>方法で1日に処理する ことができるガスの容 積をいう。以下同じ。） が10,000,00 0立方メートル以上の 場合</p>	
		<p>設備に係る処理容積が 1,000,000立 方メートル以上10, 000,000立方メ ートル未満の場合</p>	340,000円
		<p>設備に係る処理容積が 500,000立方メ ートル以上1,000, 000立方メートル未 満の場合</p>	220,000円
		<p>設備に係る処理容積が 100,000立方メ ートル以上500,0 00立方メートル未満 の場合</p>	140,000円
		<p>設備に係る処理容積が 25,000立方メー ートル以上100,00 0立方メートル未満の 場合</p>	110,000円
	<p>設備に係る処理容積が 5,000立方メート</p>	86,000円	

		ル以上25,000立方メートル未満の場合		
		設備に係る処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の場合	68,000円	
		設備に係る処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の場合	54,000円	
		設備に係る処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の場合	31,000円	
	(2)	法第5条第1項第1号に該当する者で移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの(当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査に限る。)	6,000円	
	(3)	法第5条第1項第1号に該当する者で移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの(当該移動式製造設備について液化石油	設備に係る処理容積が10,000,000立方メートル以上の場合	91,000円
		設備に係る処理容積が5,000,000立方メートル以上10,	75,000円	

		<p>油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査を除く。)</p>	<p>000,000立方メートル未満の場合</p>	
			<p>設備に係る処理容積が1,000,000立方メートル以上5,000,000立方メートル未満の場合</p>	<p>60,000円</p>
			<p>設備に係る処理容積が500,000立方メートル以上1,000,000立方メートル未満の場合</p>	<p>44,000円</p>
			<p>設備に係る処理容積が100,000立方メートル以上500,000立方メートル未満の場合</p>	<p>27,000円</p>
			<p>設備に係る処理容積が25,000立方メートル以上100,000立方メートル未満の場合</p>	<p>21,000円</p>
			<p>設備に係る処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の場合</p>	<p>16,000円</p>
			<p>設備に係る処理容積が1,000立方メートル</p>	<p>13,000円</p>

			ル以上5,000立方メートル未満の場合	
			設備に係る処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の場合	11,000円
			設備に係る処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の場合	7,400円
	(4) 法第5条第1項第2号に該当する者		設備に係る冷凍能力が3,000トン以上の場合	110,000円
			設備に係る冷凍能力が1,000トン以上3,000トン未満の場合	87,000円
			設備に係る冷凍能力が300トン以上1,000トン未満の場合	68,000円
			設備に係る冷凍能力が100トン以上300トン未満の場合	54,000円
			設備に係る冷凍能力が20トン以上100トン未満の場合	36,000円

」に改め、同表の5の項中「(昭和42年法律第149号)」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

